第二節　附属機関

第一款　警察大学校（第五十二条―第七十九条）

第二款　［略］

第三款　［略］

第三節　地方機関

第一款　管区警察局（第百二十一条―第百六十二条）

第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（第百六十三条―第百七十一条）

第三章　地方警務官の階級別定員（第百七十二条）

附則

第二章　警察庁の組織

第一節　内部部局

第一款　長官官房

［条を削る。］

第五条～第十七条　［略］

第二款　生活安全局

第十八条～第二十三条　［略］

第三款　刑事局

（刑事指導室）

第二十四条　［略］

2　刑事指導室においては、令第二十三条第二号及び第四号に掲げる事務並びにこれらの事務に関し必要な刑事資料の調査、収集及び管理に関する事務並びに同条第六号に掲げる事務のうち日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条に規定する合同委員会との連絡に関する事務、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第二十七条に規定する合同委員会との連絡に関する事務及び日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定第二十七条に規定する合同委員会との連絡に関する事務をつかさどる。

［3・4　略］

［条を削る。］

第二十五条～第三十二条　［略］

第二節　附属機関

第一款　警察大学校（第五十三条―第七十九条）

第二款　［同上］

第三款　［同上］

第三節　地方機関

第一款　管区警察局（第百二十一条―第百六十条）

第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（第百六十一条―第百六十九条）

第三章　地方警務官の階級別定員（第百七十条）

附則

第二章　警察庁の組織

第一節　内部部局

第一款　長官官房

（政策企画官）

第五条　長官官房企画課に、政策企画官一人を置く。

2　政策企画官は、命を受け、令第十条第一号から第三号までに掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

第六条～第十八条　［同上］

［一条ずつ繰り上げる。］

第二款　生活安全局

第十九条～第二十四条　［同上］

［一条ずつ繰り上げる。］

第三款　刑事局

（刑事指導室）

第二十五条　［同上］

2　刑事指導室においては、令第二十三条第二号及び第四号に掲げる事務並びにこれらの事務に関し必要な刑事資料の調査、収集及び管理に関する事務並びに同条第六号に掲げる事務のうち日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条の規定による合同委員会との連絡に関する事務をつかさどる。

［3・4　同上］

（重大被害犯罪捜査企画官）

第二十六条　刑事局捜査第一課に、重大被害犯罪捜査企画官一人を置く。

2　重大被害犯罪捜査企画官は、命を受け、令第二十四条第一号から第六号までに掲げる事務のうち個人の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる犯罪の捜査に関する重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

第二十七条～第三十四条　［同上］

［二条ずつ繰り上げる。］